

**仰星ニュースレター****ワンポイント会計基準****vol. 217 「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いについて」**

現在、2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められており、そうした中でロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっています。LIBORを参照する取引は広範に行われているため、金利指標改革により多くの取引に影響が生じる可能性があります。上記に対応して、2020年9月に企業会計基準委員会より「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表されたため、今回は金融指標改革のうち内で金利スワップのみに特例処理等に及ぼす影響について説明します。

**【範囲】**

本実務対応報告は、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORを参照する金融商品について金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変更のみが行われる金融商品を適用範囲とすることとされています。

また、こうした契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品も適用範囲とし、本実務対応報告公表後に新たにLIBORを参照する契約を締結する場合も適用範囲に含まれるとされています。

**【定義】**

「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORに関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点をいい、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金融商品のうちいずれかのみがLIBORを参照している場合は、そのいずれかにおいて後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点としています。

なお、「金利指標置換前」とは、上記の金利指標置換時よりも前の期間をいい、

「金利指標置換後」とは、上記の金利指標置換時よりも後の期間をいうとしています。

**【金融指標置換前】**

金融商品会計基準等では、資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、当該金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理する特例処理（以下「金利スワップの特例処理」という。）が認められています。

本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として金利スワップの特例処理を適用する場合、一定の条件を満たしているかどうかの判断にあたって、金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなすことができるとされています。

**【金融指標置換後】**

金利指標置換前において本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利スワップの特例処理に関する第 11 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理の適用を継続することができます。また、振当処理に関する第 12 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで振当処理の適用を継続することができます。さらに、これらの特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができます。

**【適用時期】**

本実務対応報告は、公表日以後適用することができるとされています。ただし、公表日より前にヘッジ会計の中止又は終了が行われたヘッジ関係には、一部の場を除き適用することができないとされています。

また、本実務対応報告を適用するにあたっては、ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができるとされています。